別添1

奈良県国民保護計画 新旧対照表 (案)

・「国民の保護に関する基本指針」の変更によるもの

平成26年9月10日現在 奈良県防災統括室

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 第3 他の都道府県との連携 (別添3)国民保護計画(変更案)28ページ	3 警察災害派遣隊の充実・強化 県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域的な派遣体制を確保 するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊が直 ちに出動できるよう隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招 集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。	3 広域緊急援助隊の充実・強化 県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ち に出動できるよう隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招 集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。	平成 24 年度の変更によるもの ※警察の広域応援体制の見直しに伴う
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第3節 通信の確保 1 非常通信体制の整備	県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。 また、県は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、中央防災無線、消防防災無線、防災行政無線等を中心に、政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。	県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。	平成 24 年度の変更によるもの ※情報伝達手段の追加

ニナンノ・ナロノン	**************************************	TD/-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第2編 平素からの備	国の対策本部長が発令した警報が、内閣官房から緊急情報ネットワ	国の対策本部長が発令した警報が <mark>消防庁から</mark> 通知されたときに、	平成 24 年度の変更によ
えや予防	ークシステム(Em-Net)、消防庁から全国瞬時警報システム	知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の	るもの
第1章 組織・体制の整 備等	(J-ALERT) 等により通知されたときに、知事が警報の通知を行うこ	関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編(関係機関連絡先)に掲	※情報伝達手段の追加
^{湘寺} 第4節 情報収集·提供	ととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法	げるとおりである。	
等の体制整備	等は、資料編(関係機関連絡先)に掲げるとおりである。		
第2 警報等の通知に			
必要な準備			
1 警報等の通知先と			
なる関係機関			
33ページ			
第2編 平素からの備	県は、内閣官房から緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、消	県は、 <mark>消防庁から</mark> 警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の	平成 24 年度の変更によ
えや予防	防庁から全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により警報の通知を受	 伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の	るもの
第1章 組織・体制の整		 者が利用する施設については、市町村との役割分担も考慮して定め	※情報伝達手段の追加
備等	する学校、病院その他の多数の者が利用する施設については、市町村		
第4節 情報収集・提供		ବିତ୍ୱ	
等の体制整備	との役割分担も考慮して定める。		
第2 警報等の通知に			
必要な準備			
2 警報の伝達のため			
の準備			
33ページ			

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態 等への対処 第2章 県対策本部の 設置等 第2 通信の確保 1 情報通信手段の確 保 58ページ	県は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、中央防災無線、消防防災無線、防災行政無線等を中心に、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するとともに、これら情報通信手段の的確な運用・管理、整備を行う。	県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	平成 24 年度の変更によるもの ※情報伝達手段の追加
第3編 武力攻撃事態 等への対処 第4章 警報及び避難 の指示等 第1節 警報の通知及 び伝達 第2 市町村長の警報 伝達の基準 65ページ	2 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する 伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。 (1)「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる 地域」に当該市町村が含まれる場合 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)で緊急情報を受信した場合、原則として、同報系防災 行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。同報系防災行政無線を保有していない場合は、広報車による地域巡回などの方法により、住民に警報発令の事実を速やかに周知させるものとする。 また、警報の伝達には緊急速報メールも積極的に活用するものとする。	2 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。 (1)「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合 この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。同報系防災行政無線を保有していない場合は、広報車による地域巡回などの方法により、住民に警報発令の事実を速やかに周知させるものとする。	平成 24 年度の変更によるもの ※情報伝達手段の追加

= たい/ 中国 ノン	本玉 仏	TB/=	赤声の四点 シ亜州
該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態	○ 国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措	○ 国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措	平成 24 年度及び 26 年
等への対処	置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなる <mark>。</mark>	置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなる <mark>が、事態の状況を</mark>	度の変更によるもの
第4章 警報及び避難	本県は原子力発電所から概ね 30km 圏内の「原子力災害が発生した	見て、次のような指示を行うものとする。	※表現の修正
の指示等 第2節 避難の指示等	場合にその影響が及ぶ可能性がある区域(原子力災害対策重点区域)」	・コンクリート屋内等への屋内避難を指示	
第2 避難の指示	には位置しないが、事態の推移に応じ、次のような指示を行うものと	・事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当	
1 住民に対する避難	する。	の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示	
の指示	・ <u>まずは</u> コンクリート屋内等への屋内避難を指示		
(3)③避難の指示にお	・その後、事態の推移に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃		
ける事態ごとの留意事項:武力攻撃原子力災害	の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示		
の場合			
70 ページ			
第3編 武力攻撃事態	・消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整	・消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整	誤記修正
等への対処	・避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認	・避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認	
第4章 警報及び避難	・ <mark>防衛省</mark> への支援要請	 ・ <mark>防衛庁</mark> への支援要請	
の指示等			
第2節 避難の指示等			
第2 避難の指示			
1 住民に対する避難			
の指示 (4)⑤国による支援の			
(4)(5)国による文族の 確認			
170ページ			
 			
		I .	<u> </u>

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態 等への対処 第4章 警報及び避難 の指示等 第2節 避難の指示等 第2 避難の指示 3 県の区域を越える 住民の避難の場合の調整 71ページ	(4)「避難先地域」を管轄する都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。		平成 24 年度の変更によるもの ※防災基本計画 (原子力 災害対策編) の見直しを 踏まえた追加
第3編 武力攻撃事態 等への対処 第4章 警報及び避難 の指示等 第2節 避難の指示等 第2 避難の指示 72ページ	8 大規模集客施設や旅客輸送関連施設管理者等との連携 大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者 等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について も、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる ものとする。		平成 24 年度の変更によるもの ※防災基本計画 (原子力 災害対策編) の見直しを 踏まえた追加
第3編 武力攻撃事態 等への対処 第5章 救援 第2 関係機関との連携 1 国への要請等	知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して 支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。 内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき 旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。	知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。 <u>厚生労働大臣</u> から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。	平成 26 年度の変更によるもの ※国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府(防災担当)への移管に伴う整理を踏まえた改正

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態	知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関す	知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関す	平成 26 年度の変更によ
等への対処	る法律による救援の程度及び方法の基準」(<mark>平成 25 年内閣府告示第</mark>	る法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 16 年厚生労働省告	るもの
第5章 救援	229 号。以下「救援の程度及び基準」という。)(資料編参照) に基づ	示第 343 号。以下「救援の程度及び基準」という。)(資料編参照)	※国民保護法の救援事
第3 救援の内容 1 救援の基準	き救援を行う。	に基づき救援を行う。	務の厚生労働省から内閣府(防災担当)への移
78ページ	知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であ	知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であ	管に伴う整理を踏まえ
	ると判断する場合には、 <mark>内閣総理大臣</mark> に対し、特別な基準の設定につ	ると判断する場合には、 <mark>厚生労働大臣</mark> に対し、特別な基準の設定に	た改正
	いて意見を申し出る。		
第3編 武力攻撃事態	・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施	・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施	平成 26 年度の変更によ
等への対処	・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、	・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、	るもの
第5章 救援	その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実	その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の	※放射性物質の汚染拡
第4 医療活動等を実施する際に特に留意す	施	実施	大を防止する措置に関する記述を追加
べき事項	・避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスク		
(1)核攻撃等又は武力	リーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止する		
攻撃原子力災害の場合	ため必要な措置の実施		
の医療活動			
81ページ			

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態	(措置にあたっての留意事項)	(措置にあたっての留意事項)	平成 26 年度の変更によ
		(措置にあたっての留意事項) 核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範 囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ち に報告する。	

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
第3編 武力攻撃事態	県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、	県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動さ	平成 24 年度の変更によ
等への対処	消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県	せ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合	るもの
第7章 武力攻撃災害	公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する <mark>警</mark>	 は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に	※警察の広域応援体制
への対処 (*C 2.55	ー 察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。	 対する <mark>広域緊急援助隊</mark> の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。	の見直しに伴う
第3節 応急措置等			
第5 消防に関する措置等			
^{直 す} 1 消防に関する措置			
等			
(2)県警察による被災			
者の救助等			
96ページ			
用語定義集	警察災害派遣隊	広域緊急援助隊	平成 24 年度の変更によ
か行	東日本大震災の反省・教訓を踏まえ、部隊派遣体制を拡充するため	大規模災害に即応でき、かつ高度の救出救助能力等をもつエキス	るもの
用語定義集 2 ページ	に設置された部隊。大規模災害発生時に、直ちに被災地に派遣される	パートチーム。全国全ての都道府県警察に設置されている。	※警察の広域応援体制の見直しに伴う
	即応部隊と、大規模災害発生時から一定の時間が経過した後に長期間		の見直しに作り

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
用語定義集	原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常	(新規)	平成 24 年 10 月、原子
か行	な放出による周辺環境への影響の大きさ等を考慮し、その影響の及ぶ		力規制委員会より示さ
原子力災害対策重点区			れた原子力災害対策指
域	講じておくことが必要である。		針において、従来の「防
用語定義集 2 ページ	- 		災対策を重点的に充実
	原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に		すべき地域(EPZ)」
	応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとされてお		に替えて、「原子力災害
	り、国の原子力災害対策指針では、原子力発電所から概ね 30 km圏内		対策指針」に基づき、「原
	とされている。		子力災害対策重点区域」
			として「予防的防護措置 を準備する区域 (P A
			Z)」および「緊急時防
			護措置を準備する区域
			(UPZ)」を設定する
			こととされたことによ
			వ
用語定義集	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防	内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、 <mark>防衛施設庁、</mark> 金融庁、	国の組織改編によるも
さ行	庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	の
指定行政機関	化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源	文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、	
用語定義集 4 ページ	エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象	経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、 <mark>原子力安全・保安院、</mark>	
	 庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省		
用語定義集	沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財	一 沖縄総合事務局、管区警察局、 <mark>防衛施設局、</mark> 総合通信局、沖縄総合	国の組織改編によるも
さ行	務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政	通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、 <mark>原子力事務所、</mark> 地方厚	Ø.
指定地方行政機関 用語定義集 4 ページ	局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、	生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理	
	那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、	局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方	
	地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台管区海上保安	整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、	
	本部、地方環境事務所、 <mark>地方防衛局</mark>	管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所	

該当部分	変更後	現行	変更の理由・必要性
用語定義集	_(削除)	緊急事態が発生した場合の周辺住民等への迅速な情報提供などの	平成 24 年 10 月、原子
は行		手段の確保、緊急時環境放射能モニタリング体制の整備、原子力防	力規制委員会より示さ
防災対策を重点的に充		災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の周知、避難経路及	れた原子力災害対策指
実すべき地域の範囲		び場所の明示など、防災対策を準備しておくため、あらかじめ影響	針において、従来の「防
(Emergency Planning			災対策を重点的に充実
Zone)		の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から原子力施設の周辺に十分	すべき地域(EPZ)」
用語定義集 5 ページ		な余裕をもった一定範囲に区間を決めておき、その範囲に対して防	に替えて、「原子力災害
		災対策を充実させておくことによって緊急事態に対処できる、とさ	対策指針」に基づき、「原
		れる範囲のこと。	子力災害対策重点区域」
			として「予防的防護措置
			を準備する区域(PA
			Z)」および「緊急時防
			護措置を準備する区域
			(UPZ)」を設定する
			こととされたことによ
			る